

# 令和7年第2回 船橋市国民健康保険運営協議会

令和7年8月  
国保年金課  
健康づくり課



# 目次

議題1	令和6年度国民健康保険事業特別会計決算案について（報告事項）	
	・令和6年度制度改正	
	1. 保険料の改定について	1
	2. 保険料の賦課限度額引き上げについて	2
	3. 軽減判定所得の見直しについて	3
	4. 船橋市国民健康保険出産費資金貸付制度の廃止について	3
	・令和6年度国民健康保険事業の概要	
	1. 世帯数と被保険者数の状況	4
	2. 医療費の状況	5
	3. 保険料（現年分）の状況	6
	4. 一般会計繰入金の状況	7
	5. 保健事業費の状況	9
	6. 総括表（歳入）	11
	7. 総括表（歳出）	13
	8. 総括表（収支）	15
議題2	子ども・子育て支援金制度の施行について（報告事項）	16
(参考)	資格確認書・資格情報通知書の交付について	17



# 議題 1 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計決算案について 令和 6 年度制度改正

## 1. 保険料の改定について 令和 6 年 4 月 1 日施行

### 【改正内容】

一般会計からの決算補填目的の繰入れを解消すべく、平成 30 年度から 2 年に 1 回改定を行っています。  
令和 6 年度から令和 12 年度までの 4 回で標準保険料率と同じ料率に改定します。  
令和 6 年度は、下表のとおり令和 6 年度標準保険料率（仮係数）と現行料率との差を 1/4 引き上げました。

		標準保険料率(R6)	令和 5 年度保険料率	差異	令和 6 年度保険料率
基礎賦課分 (医療分)	所得割	7.18%	6.50%	0.68%	6.67% (+0.17%)
	均等割	43,323円	32,360円	10,963円	35,100円 (+2,740円)
後期高齢者 支援金等賦課分	所得割	2.87%	2.63%	0.24%	2.69% (+0.06%)
	均等割	16,873円	8,590円	8,283円	10,700円 (+2,110円)
介護納付金 賦課分	所得割	2.34%	1.20%	1.14%	1.49% (+0.29%)
	均等割	17,017円	9,610円	7,407円	11,500円 (+1,890円)

※令和 8 年度改定については、次回開催する令和 8 年第 1 回の協議会にて諮問する予定となっております。



# 令和6年度制度改正

2. 保険料の賦課限度額引き上げについて（船橋市国民健康保険条例第16条の2の8及び第20条第2項）  
令和6年4月1日施行

## 【改正内容】

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。中間所得層の負担緩和と保険料負担の公平性の確保を図る目的として、賦課限度額が以下のように変わりました。

賦課限度額	(改正前)	(改正後)	
基礎賦課分（医療分）	65万円 ⇒	65万円	変更なし
後期高齢者支援金等賦課分	22万円 ⇒	<b>24万円</b>	<b>2万円引き上げ</b>
介護納付金賦課分	17万円 ⇒	17万円	変更なし
<hr/>			
合 計	104万円 ⇒	<b>106万円</b>	<b>2万円引き上げ</b>



# 令和6年度制度改正

## 3. 軽減判定所得の見直しについて（船橋市国民健康保険条例第20条第1項）令和6年4月1日施行

### 【改正内容】

世帯の所得が一定基準以下の場合に、基準額に応じて保険料均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。今回は、そのうち5割と2割を軽減する際の基準となる軽減判定所得額が以下のように変わりました。

### 軽減判定所得額

#### 5割軽減

（改正前）基礎控除額 43万円 + 29万円 ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

（改正後）基礎控除額 43万円 + **29万5千円** ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

#### 2割軽減

（改正前）基礎控除額 43万円 + 53万5千円 ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

（改正後）基礎控除額 43万円 + **54万5千円** ×（被保険者数） + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）

## 4. 船橋市国民健康保険出産費資金貸付制度の廃止について

令和7年3月31日施行

### 【改正内容】

出産育児一時金の直接支払制度等の普及により、国民健康保険出産費資金貸付制度を利用する者が見込めないことから、国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止しました。



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 1. 世帯数と被保険者数の状況



市の人口は緩やかに増加していますが、国保は世帯数、被保険者数がともに減少傾向にあります。

### 【主な理由】

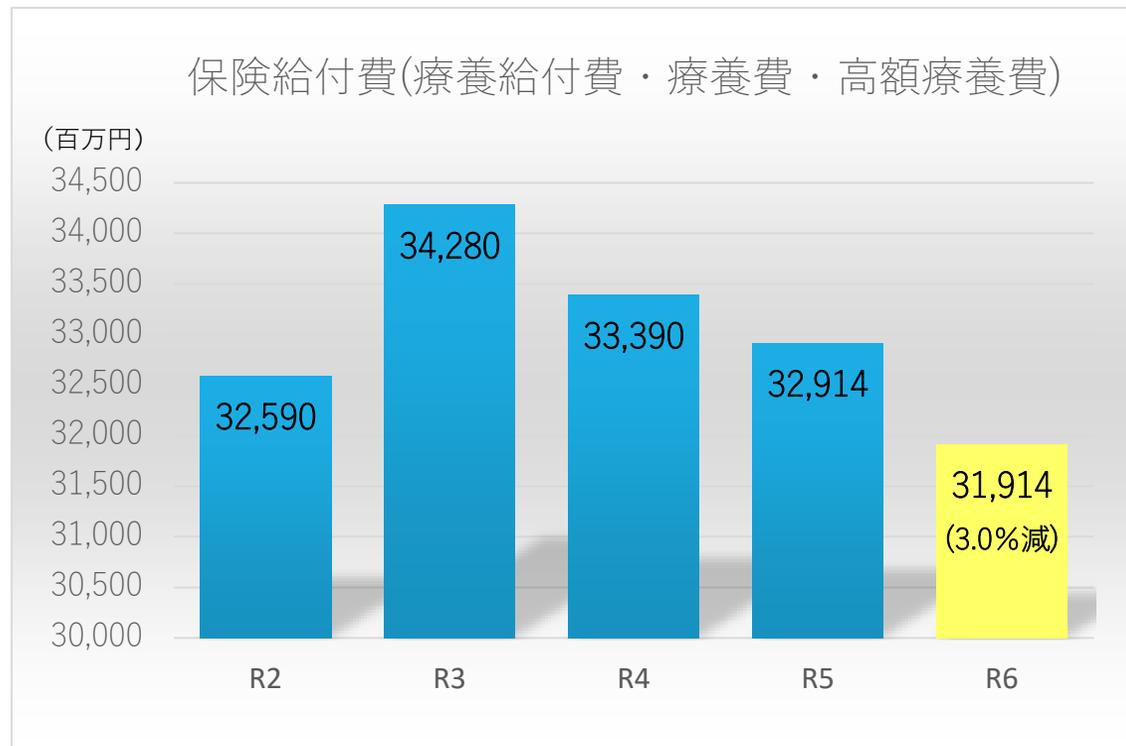
- ・ 加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度(75歳以上)へ移行。
- ・ 1世帯当たりの人数の減少。(1. 38人(令和5年度は1.41人))

【参考】 船橋市の状況 世帯：325,689世帯、人口：650,768人(令和7年4月1日時点)



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 2. 医療費の状況※「国保のてびき」 8ページ～12ページ、15ページ～16ページ参照

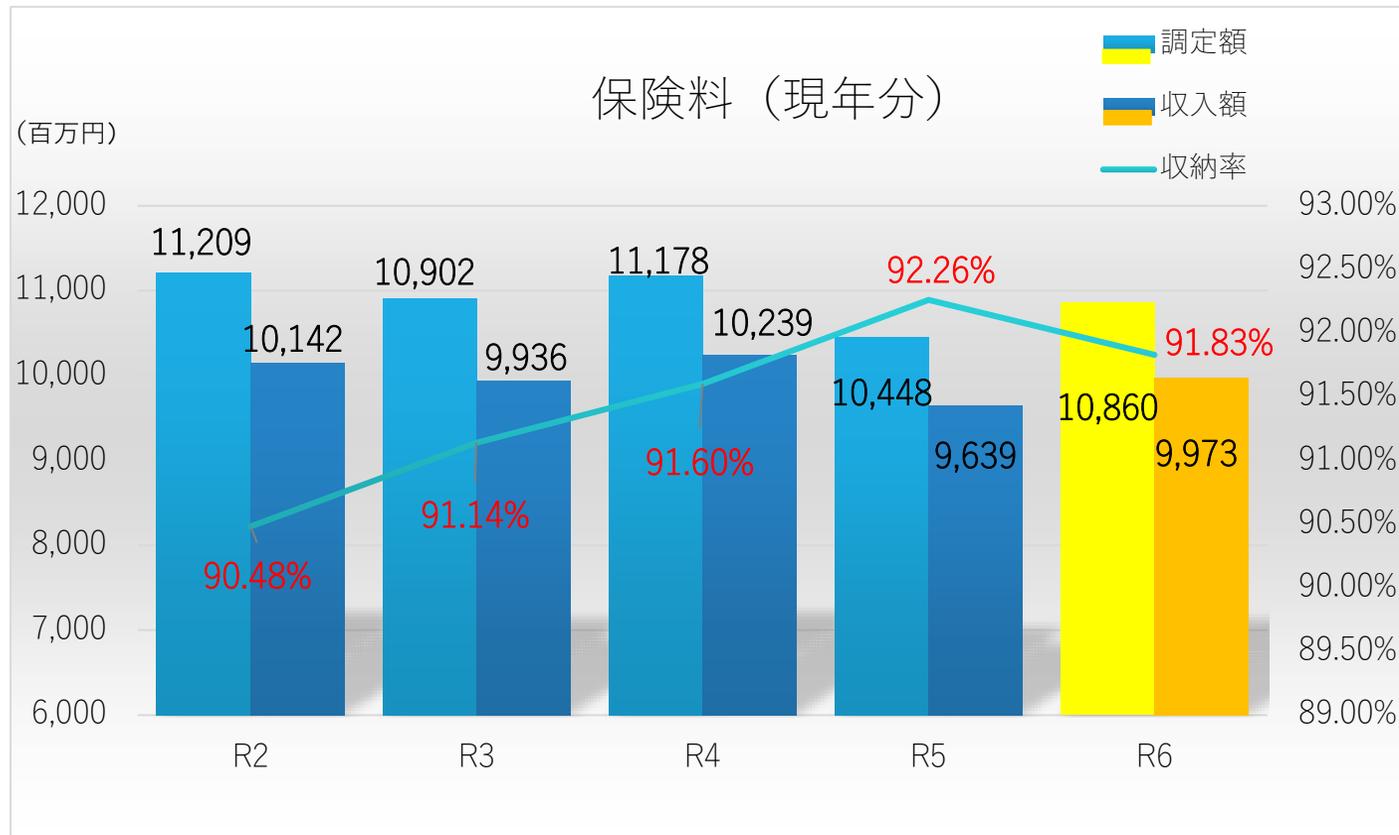


- ※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による受診控えにより大きく減少しておりますが、それ以外では、被保険者の減少とともに、保険給付費全体は減少傾向が続いていくと見込んでいます。
- ※1人当たり保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化等の影響で今後も増加傾向が続いていくと見込んでいます。



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 3. 保険料（現年分）の状況※「国保のてびき」20ページ参照

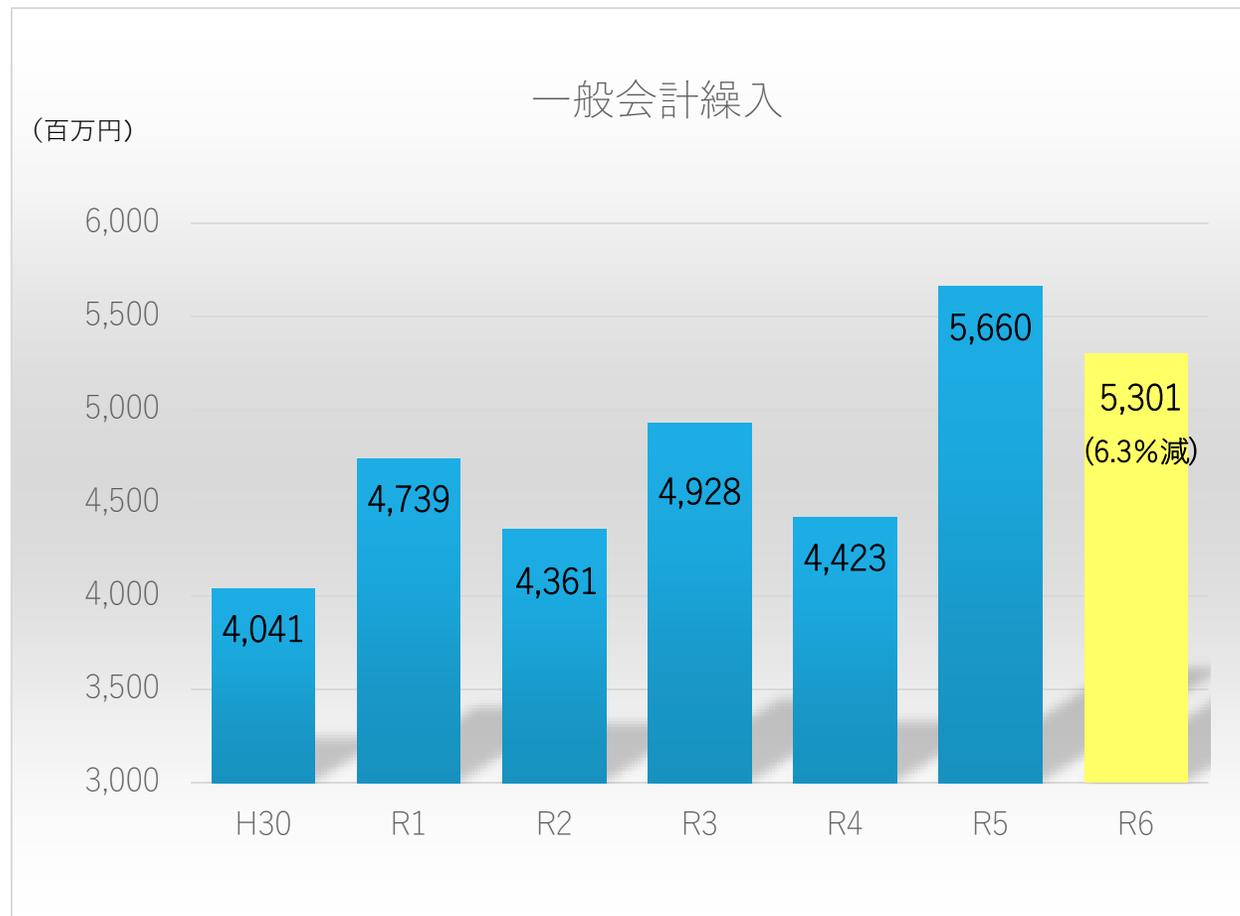


令和6年度の保険料収入額は、被保険者が減少しているものの、保険料率の見直しにより調定額ベースで4億1,241万円増額となりました。

一方、収納率については近年増加傾向が続いていましたが、令和6年度は前年比で減少となりました。



## 4. 一般会計繰入金の状況



各市町村は、県が算定する次年度の保険給付費等の見込額から公費等で賄われる部分を除いた費用を負担します。(国民健康保険事業費納付金)

この支出は、本来、保険料収入により賄う必要がありますが、賄いきれない分については、市の一般会計（市税等）から補填しています。この補填分を一般会計繰入金と言います。

一般会計繰入金は、法律により一般会計から補填できる法定内繰入金と法定外繰入金があります。

(次頁で説明)

令和5年度は、納付金が増加したこと及び保険料収入が減少したこと等により増加しましたが、令和6年度は保険料率の改定による保険料収入が増加したことから減少に転じました。

# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## (1) 法定内繰入金

法定内繰入金3,252百万円（対前年度比4.8%増）の内訳は、以下の通りです。

- ・ 保険基盤安定繰入金：2,215百万円
- ・ 未就学児均等割保険料繰入金：32百万円
- ・ 職員給与費等繰入金：833百万円
- ・ 産前産後保険料繰入金：10百万円
- ・ 出産育児一時金等繰入金：77百万円
- ・ 国保財政安定化支援事業繰入金：85百万円

## (2) 法定外繰入金



法定外繰入金2,049百万円（対前年度比19.9%減）の内訳は、以下の通りです。

- ・ 決算補填等目的(1,656百万円)
- ・ 決算補填等以外の目的(393百万円)

決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となり、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることから、解消・削減を図るべきとされており、令和12年度までに解消する計画です。

※県内54市町村中、40市町村が達成済み（R5年度決算）



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 5. 保健事業費の状況

令和6年度決算額 約4億3,824万円（うち特定健康診査等事業費 約4億2,223万円）  
 令和5年度決算額 約4億5,209万円（うち特定健康診査等事業費 約4億3,812万円）  
 増減率 (3.1%減) (うち特定健康診査等事業費 3.6%減)

### (1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	特定健康診査等実施計画 第3期						特定健康診査等実施計画 第4期					

※R5及びR11の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定しています。



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## (2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
R元年度	80,672人	38,700人	48.0%	4,240人	1,415人	33.4%
R2年度	79,571人	33,287人	41.8%	3,650人	732人	20.1%
R3年度	77,190人	32,403人	42.0%	3,439人	969人	28.2%
R4年度	72,336人	30,328人	41.9%	3,216人	970人	30.2%
R5年度	68,747人	28,444人	41.4%	3,051人	886人	29.0%

※対象者数、受診者数、受診率、実施率は、年度内に資格異動がない人の実績。  
令和6年度実績の確定は、令和7年10月末のため未集計。

### 【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査		特定保健指導	
	中核市	千葉県内(市のみ)	中核市	千葉県内(市のみ)
R4年度	13位/62位	11位/37位	15位/62位	11位/37位
R5年度	14位/62位	12位/37位	17位/62位	12位/37位



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 6. 総括表（歳入）その1

単位：円

区 分	概 要				当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①
国民健康保険料 ※「国保のてびき」20～23ページ					10,687,000,000	▲ 391,000,000	10,296,000,000	10,578,228,593	282,228,593
一般分国民健康保険料	所得割				10,686,870,000	▲ 391,000,000	10,295,870,000	10,578,055,763	282,185,763
基礎賦課分（医療分）（現年）	医療分	（前年中の総所得金額等－基礎控除43万円） ×6.67%	均等割 35,100円 ×人数	限度額 65万円	6,893,050,000	▲ 51,000,000	6,842,050,000	6,814,885,644	▲ 27,164,356
介護納付金賦課分（現年）	（0～74歳）				707,370,000	▲ 100,000,000	607,370,000	691,198,468	83,828,468
後期高齢者支援金等賦課分（現年）	後期支援分	（前年中の総所得金額等－基礎控除43万円） ×2.69%	均等割 10,700円 ×人数	限度額 24万円	2,521,680,000	▲ 240,000,000	2,281,680,000	2,497,703,259	216,023,259
基礎賦課分（医療分）（滞納）	（0～74歳）				331,290,000		331,290,000	390,514,356	59,224,356
介護納付金賦課分（滞納）	介護分	（前年中の総所得金額等－基礎控除43万円） ×1.49%	均等割 11,500円 ×人数	限度額 17万円	56,490,000	0	56,490,000	43,626,594	▲ 12,863,406
後期高齢者支援金等賦課分（滞納）	（40～64歳）				176,990,000	0	176,990,000	140,127,442	▲ 36,862,558
退職分国民健康保険料					130,000	0	130,000	172,830	42,830
基礎賦課分（医療分）（現年）	基礎賦課分（医療分）・・・・国民健康保険の医療費に充てる				0	0	0	0	0
介護納付金賦課分（現年）	後期高齢者支援金等賦課分・・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる				0	0	0	0	0
後期高齢者支援金等賦課分（現年）	介護納付金賦課分・・・・介護保険制度の費用に充てる				0	0	0	0	0
基礎賦課分（医療分）（滞納）	基本は基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の所得割と均等割が賦課される。				85,000	0	85,000	107,891	22,891
介護納付金賦課分（滞納）	40～64歳は介護納付金賦課分の所得割と均等割が加えられる。				15,000	0	15,000	26,079	11,079
後期高齢者支援金等賦課分（滞納）	賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高106万円。				30,000	0	30,000	38,860	8,860
国庫支出金					483,400,000	0	483,400,000	293,539,120	▲ 189,860,880
総務費国庫補助金	マイナンバーカードの健康保険証利用申込支援事業及びシステムの標準化対応に係る補助金				483,190,000	0	483,190,000	293,403,120	▲ 189,786,880
災害等臨時特例補助金	東日本大震災被災者の保険料・一部負担金の減免等に対する補助金				210,000	0	210,000	136,000	▲ 74,000



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 6. 総括表（歳入）その2

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正	予算現額①	収入済額②	比較増減 ②-①
<b>県支出金</b>		34,487,900,000	0	34,487,900,000	32,670,651,179	▲ 1,817,248,821
健康増進事業補助金	特定健診と同時に実施する追加検査項目に対して支払われる補助金	17,755,000	0	17,755,000	13,864,000	▲ 3,891,000
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,470,145,000	0	34,470,145,000	32,656,787,179	▲ 1,813,357,821
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金を除く）に応じて交付(100%)	33,729,960,000	0	33,729,960,000	31,905,449,179	▲ 1,824,510,821
特別交付金	保険者としての努力を行う自治体に対して国の指標に基づき交付される交付金等	740,185,000	0	740,185,000	751,338,000	11,153,000
<b>財産収入</b>	国民健康保険財政調整基金の運用収入	100,000	0	100,000	121,539	21,539
<b>繰入金</b>		5,388,300,000	391,000,000	5,779,300,000	5,469,530,314	▲ 309,769,686
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,380,300,000	231,000,000	5,611,300,000	5,301,530,314	▲ 309,769,686
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,182,626,000	33,000,000	2,215,626,000	2,214,942,304	▲ 683,696
（保険料軽減分）	保険料軽減額と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（県：市=3：1）	1,328,052,000	14,000,000	1,342,052,000	1,341,698,820	▲ 353,180
（保険者支援分）	平均的な保険料と軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	854,574,000	19,000,000	873,574,000	873,243,484	▲ 330,516
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児の保険料軽減のための繰入金（国：県：市=2：1：1）	29,403,000	3,000,000	32,403,000	31,802,962	▲ 600,038
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	956,434,000	0	956,434,000	833,337,862	▲ 123,096,138
産前産後保険料繰入金	出産する被保険者の保険料軽減のための繰入金（国：県：市=2：1：1）	7,614,000	3,000,000	10,614,000	9,915,925	▲ 698,075
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	94,000,000	0	94,000,000	76,970,666	▲ 17,029,334
国保財政安定化支援事業	保険料軽減世帯割合・病床数・高齢者の割合が多い場合に国が限定的に認めている繰入金	74,223,000	12,000,000	86,223,000	85,560,595	▲ 662,405
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金等	2,036,000,000	180,000,000	2,216,000,000	2,049,000,000	▲ 167,000,000
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	8,000,000	150,000,000	158,000,000	158,000,000	0
出産費資金貸付基金繰入金	出産費資金貸付基金条例を廃止する条例に基づいた繰入金		10,000,000	10,000,000	10,000,000	0
<b>繰越金</b>		100,000	0	100,000	319,131	219,131
<b>諸収入</b>	延滞金、不正利得等の返納金及び交通事故など第三者の不法行為による返納金等	176,200,000	0	176,200,000	150,102,141	▲ 26,097,859
<b>歳 入 合 計</b>		<b>51,223,000,000</b>	<b>0</b>	<b>51,223,000,000</b>	<b>49,162,492,017</b>	<b>▲ 2,060,507,983</b>



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 7. 総括表（歳出）その1 ※「国保のてびき」参照ページ

単位：円

区 分	概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①－②
総務費		1,440,000,000	0	1,440,000,000	1,140,804,752	299,195,248
保険給付費		33,908,000,000	0	33,908,000,000	32,134,157,544	1,773,842,456
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割） ※8ページ	29,000,050,000	0	29,000,050,000	27,432,657,604	1,567,392,396
一般被保険者分	（年間平均被保険者数101,376人）	29,000,000,000	0	29,000,000,000	27,432,657,604	1,567,342,396
退職被保険者等分	（年間平均被保険者数 0人）	50,000	0	50,000	0	50,000
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付 ※15,16ページ	280,050,000	0	280,050,000	276,284,023	3,765,977
一般被保険者分		280,000,000	0	280,000,000	276,284,023	3,715,977
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	67,310,000	0	67,310,000	64,555,506	2,754,494
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※10～12ページ	4,374,850,000	0	4,374,850,000	4,205,533,188	169,316,812
一般被保険者分		4,374,800,000	0	4,374,800,000	4,205,533,188	169,266,812
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※13,14ページ	7,350,000	0	7,350,000	5,375,976	1,974,024
一般被保険者分		7,300,000	0	7,300,000	5,375,976	1,924,024
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用 ※18ページ	350,000	0	350,000	0	350,000
一般被保険者分		300,000	0	300,000	0	300,000
退職被保険者等分		50,000	0	50,000	0	50,000
出産育児諸費	出産費の助成及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料 ※17ページ	141,060,000	0	141,060,000	116,303,888	24,756,112
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円） ※18ページ	36,000,000	0	36,000,000	33,350,000	2,650,000
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給 ※18ページ	980,000	0	980,000	97,359	882,641



# 令和6年度国民健康保険事業の概要

## 7. 総括表（歳出）その2 ※「国保のてびき」参照ページ

単位:円

区 分	概 要	当初予算額	補正・ 充当・流用	予算現額 ①	支出済額 ②	不用額 ①-②
<b>国民健康保険事業費納付金</b> ※3ページ		15,218,200,000	0	15,218,200,000	15,218,129,978	70,022
医療給付費分	保険給付費を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	10,035,580,000	0	10,035,580,000	10,035,525,525	54,475
一般被保険者医療給付費分		10,035,580,000	0	10,035,580,000	10,035,525,525	54,475
退職被保険者等医療給付費分		0	0	0	0	0
後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	3,822,430,000	0	3,822,430,000	3,822,420,041	9,959
一般被保険者後期高齢者支援金等分		3,822,430,000	0	3,822,430,000	3,822,420,041	9,959
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		0	0	0	0	0
介護納付金分	介護納付金を県内で公平に支えあうため、県が市町村ごとに決定した納付金を拠出する	1,360,190,000	0	1,360,190,000	1,360,184,412	5,588
<b>共同事業拠出金</b>		0	0	0	0	0
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	0	0	0	0	0
<b>保健事業費</b>		469,800,000	0	469,800,000	438,240,356	31,559,644
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等 ※35ページ、38ページ	18,830,000	0	18,830,000	16,007,479	2,822,521
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用 ※41ページ	450,970,000	0	450,970,000	422,232,877	28,737,123
諸支出金	保険料の還付金、国県負担金等の精算による返還額	87,000,000	0	87,000,000	74,718,462	12,281,538
予備費		100,000,000	0	100,000,000	0	100,000,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>51,223,000,000</b>	<b>0</b>	<b>51,223,000,000</b>	<b>49,006,051,092</b>	<b>2,216,948,908</b>



## 8. 総括表（収支）

歳入	49,162,492,017円
歳出	49,006,051,092円
差引額	156,440,925円



基金積立	156,000,000円
繰越金額	440,925円

歳入歳出の差引額が1億5,644万925円となり、このうち1億5,600万円を国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てます。残りの44万925円については、令和7年度へ繰り越します。

なお、12ページにある県支出金の保険給付費等交付金（普通交付金）については、概算で交付されていることから、確定額との差分については、翌年度の保険給付費等交付金で調整されます。

令和6年度は、4,579万円過大に交付されていたため、令和7年度は同額減額されることから、不足分を財政調整基金で補填する予定です。

また、残った財政調整基金は、令和8年度の当初予算に計上します。

## 議題2 子ども・子育て支援金制度の施行について

【改正趣旨】 令和8年4月1日施行予定

国は「こども・子育て支援加速プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度に創設します。

令和10年度までに段階的に導入し、保険者が保険料と合わせて被保険者から徴収します。

【改正内容】

現在、国民健康保険料は、医療費の財源となる「**基礎賦課分（医療分）**」、後期高齢者医療制度を支える財源となる「**後期高齢者支援金等賦課分**」、40歳から65歳未満の介護保険料第2号被保険者が納める「**介護納付金賦課分**」の3つの区分で構成されており、今後、新たに「**子ども・子育て支援金分**」が追加されます。

基礎賦課分(医療分)

後期高齢者支援金等  
賦課分

介護納付金賦課分



子ども・子育て支援金分

【被保険者への影響（国の試算）】

	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額
一人当たりの平均月額(国保)	250円	300円	400円
全制度平均	250円	350円	450円

- ・18歳以下の被保険者は、子ども・子育て支援金分均等割を全額軽減措置を講ずる。
- ・基礎賦課分（医療分）等と同様に低所得者への軽減措置を講ずる。



## (参考) 資格確認書・資格情報通知書の交付について

国民健康保険法の一部が改正されたことを受け、令和6年12月2日以降は被保険者証の新規発行が停止となり保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。被保険者証の有効期限が令和7年7月31日であるため、8月1日以降に使用していただく分として、「資格確認書」または「資格情報通知書」を7月上旬に発送しました。

○発送件数：約97,000件

資格確認書（保険証の代わりとなるもの）… マイナ保険証を保有していない方

資格情報通知書（自身の資格情報を確認できる書類）… マイナ保険証を保有している方

○発送割合

資格確認書 約4割

資格情報通知書 約6割

※資格確認書等を送付した際にお手紙を同封したほか、市ホームページ、病院や薬局に掲示するポスター等において制度の周知を図っております。

※資格確認書等を送付後、電話等での問合せの著しい増加はなく、大きな混乱は見られない状況です。

